

騒音・振動に係る届出の手引き

騒音規制法

振動規制法

北海道公害防止条例

網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例

網走市市民部生活環境課環境対策係
(平成22年4月)

騒音・振動に係る届出の手引き - 目次 -

1 . はじめに	1
2 . 騒音・振動関係の届出の概要	1
(1) 工場等への騒音・振動を発生する施設の設置等の届出の概要	1
(2) 騒音・振動を発生する建設工事を実施する際の届出の概要	2
3 . 届出の概要フロー図	4
(1) 騒音を発生する施設を設置する場合	4
(2) 振動を発生する施設を設置する場合	4
(3) 騒音・振動を発生する建設作業を実施する場合	5
4 . 届出の種類一覧	6
(1) 騒音規制法に基づく届出	6
(2) 振動規制法に基づく届出	7
(3) 北海道公害防止条例に基づく届出	8
(4) 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づく届出	9
5 . 特定施設等一覧	10
(1) 騒音規制法に定める特定施設	10
(2) 振動規制法に定める特定施設	11
(3) 北海道公害防止条例に定める騒音発生施設	12
(4) 北海道公害防止条例に定める振動発生施設	13
(5) 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に定める騒音発生施設	14
(6) 騒音規制法に定める特定建設作業	14
(7) 振動規制法に定める特定建設作業	15
6 . 規制基準一覧	16
(1) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準	16
(2) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準	16
(3) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	17
(4) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	17
(5) 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づく騒音に関する規制基準	18
7 . Q&A	19
8 . 特定施設早見表	21
9 . 騒音規制法第 3 条第 1 項、振動規制法第 3 条第 1 項に基づく指定地域図	23

1. はじめに

騒音・振動を防止し市民の生活環境を保全するために、騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例、網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例の規定により、工場・事業場（以下「工場等」という。）への騒音・振動を発生する施設の設置や建設作業の実施などについて、網走市長への届出義務や規制基準の遵守義務が課せられています。

本書は、網走市内におけるこれらの届出や規制基準の概要をとりまとめ、事業者の方が騒音・振動関係の届出などの際に使用できるよう作成しました。

2. 騒音・振動関係の届出の概要

騒音・振動関係の届出は、(1)工場等への騒音・振動を発生する施設の設置等の届出、(2)騒音・振動を発生する建設工事を実施する際の届出の2つに大きく分類されます。

(1) 工場等への騒音・振動を発生する施設の設置等の届出の概要

・・・4頁のフロー図を参照下さい。

1) 騒音規制法及び振動規制法

網走市内には騒音規制法第3条第1項及び振動規制法第3条第1項に基づく「指定地域」が北海道知事により指定されています（「指定地域」については23頁の図面を参照）。

当該「指定地域」内に騒音規制法、振動規制法に規定される「特定施設」を設置する場合は騒音規制法、振動規制法に基づき網走市長へ届出が必要です。

2) 北海道公害防止条例

北海道公害防止条例の「騒音発生施設」、「振動発生施設」の届出については、騒音規制法、振動規制法のような「指定地域」制は採用されていません。

網走市内に北海道公害防止条例に規定される「騒音発生施設」、「振動発生施設」を設置する場合は、北海道公害防止条例に基づき網走市長へ届出が必要です。

ただし、北海道公害防止条例の「騒音発生施設」は騒音規制法の「特定施設」と重複しますので、騒音規制法の「指定地域」内に北海道公害防止条例の「騒音発生施設」を設置する場合は、北海道公害防止条例に基づく「騒音発生施設」の設置届出は不要です（北海道公害防止条例施行規則第8条）

また、北海道公害防止条例の「振動発生施設」についても振動規制法の「特定施設」と**ほぼ**重複しますので、振動規制法の「指定地域」内に振動規制法の「特定施設」と重複する北海道公害防止条例の「振動発生施設」を設置する場合は、北海道公害防止条例に基づく「振動発生施設」の設置届出は不要（北海道公害防止条例施行規則第9条）ですが、振動規制法の「特定施設」と重複しない北海道公害防止条例の「振動発生施設」を設置する場合は、北海道公害防止条例に基づく「振動発生施設」の設置届出が必要になります。

3) 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例

網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例の騒音発生施設の届出についても、北海道公害防止条例同様に「指定地域」制は採用されていません。

網走市内に網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に規定される騒音発生施設を設置する場合は、網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づき網走市長に届出が必要です。

なお、網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例の「特定施設」には「振動発生施設」は規定されていません。

4) その他

ここでは詳述していませんが、施設の設置届出のほかに、数等の変更の届出、氏名等変更届出、使用廃止届出、承継届出などがあります。

(2) 騒音・振動を発生する建設工事を実施する際の届出の概要

・・・4頁のフロー図を参照下さい。

騒音規制法、振動規制法の「指定地域」内において騒音規制法、振動規制法に規定する「特定建設作業」を実施する場合は、その開始の日の7日前までに網走市長に届出が必要です（騒音規制法第14条第1項及び振動規制法第14条第1項）。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わる場合は届出不要です（騒音規制法施行令第2条及び振動規制法施行令第2条）。

なお、特定建設作業の実施にあたっては、事前に地域住民に対して工程等の説明を行い、工事の実施に理解を得られるよう努めて下さい。

用語の定義

騒音規制法

特 定 施 設：工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの・・・騒音規制法第 2 条第 1 項

特定建設作業：建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの・・・騒音規制法第 2 条第 3 項

振動規制法

特 定 施 設：工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるもの・・・振動規制法第 2 条第 1 項

特定建設作業：建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるもの・・・振動規制法第 2 条第 3 項

北海道公害防止条例

騒音発生施設：工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるもの

・・・北海道公害防止条例第 2 条第 7 項

振動発生施設：工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるもの

・・・北海道公害防止条例第 2 条第 8 項

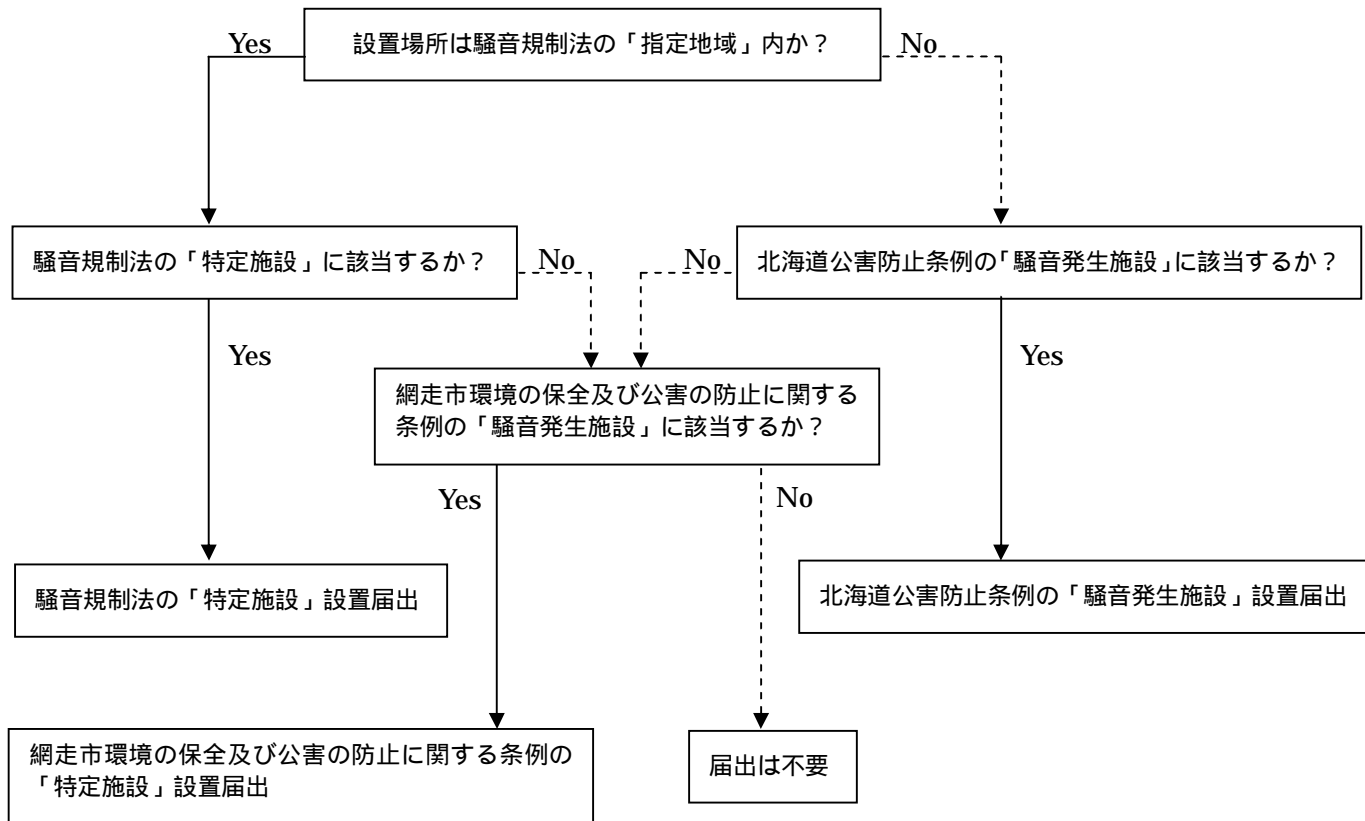
網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例

騒音発生施設：工場又は事業場に設置され、環境の保全上の支障を生ずるおそれのある騒音を発生する施設で規則で定めるもの

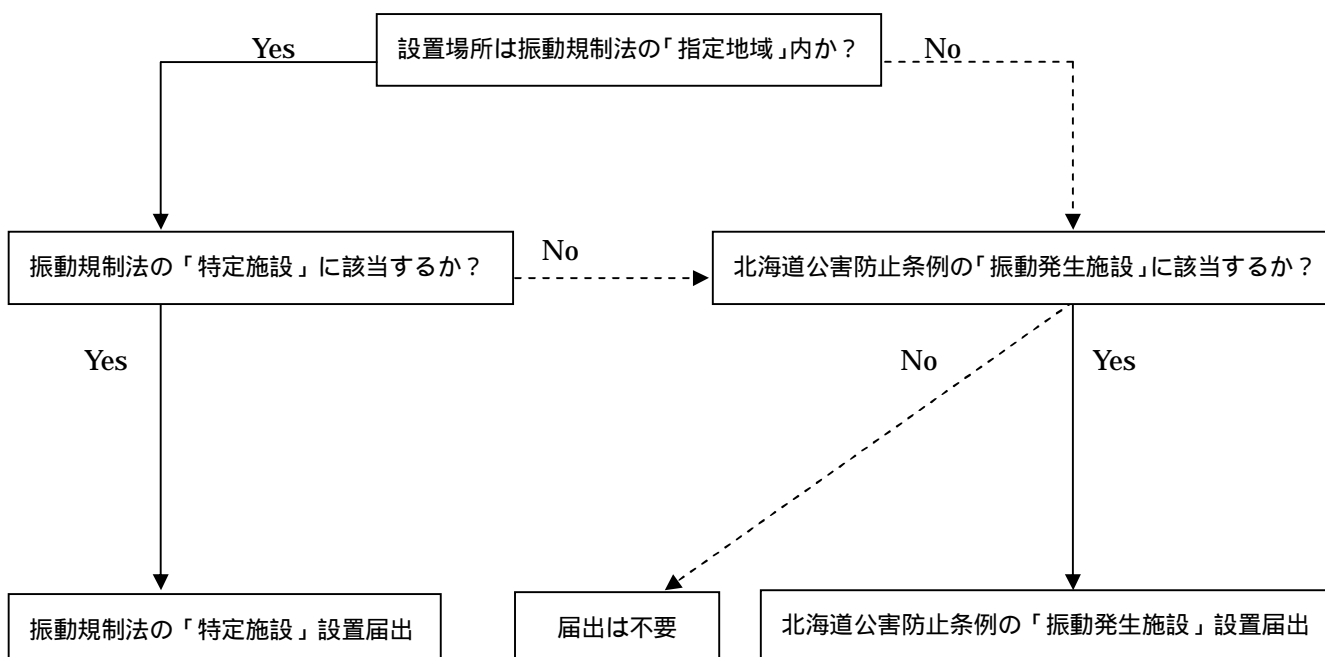
・・・網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例第 2 条第 2 項

3. 届出の概要フロー図

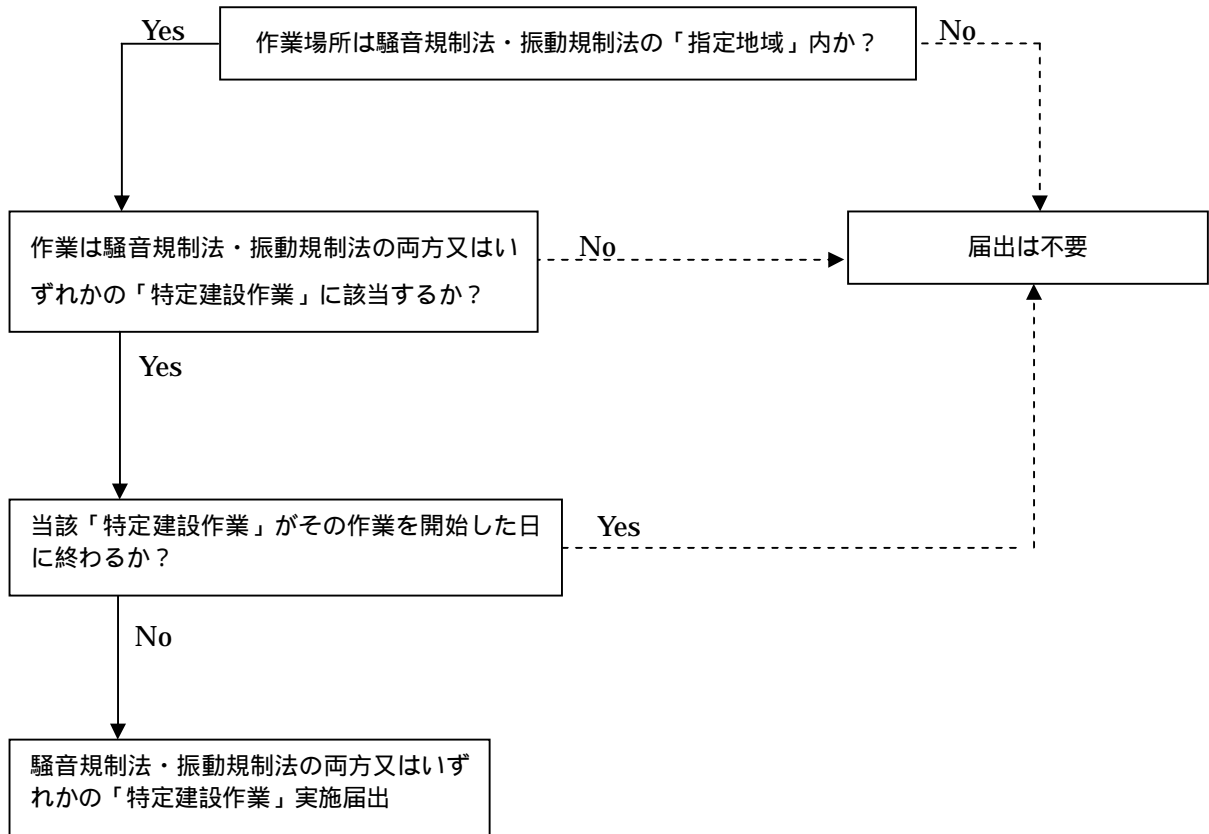
(1) 騒音を発生する施設を設置する場合



(2) 振動を発生する施設を設置する場合



(3) 騒音・振動を発生する建設作業を実施する場合



4. 届出の種類一覧

(1) 騒音規制法に基づく届出

届出の種類 (根拠条文)	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
特定施設設置届 (騒音規制法第6条第1項)	特定施設設置工事の開始日の30日前まで	様式第1	特定施設の配置図 騒音を防止する施設の場所も明示すること。 工場・事業場及びその附近の見取図 別紙「騒音の防止の方法」 特定施設の仕様書(加防等) 騒音の防止の方法変更届の場合は 必要。不要。
特定施設使用届 (騒音規制法第7条第1項)	当該地域が指定地域になった日又は当該施設が特定施設になった日から30日以内	様式第2	
特定施設の種類の数変更届 (騒音規制法第8条第1項)	変更に係る工事の開始日の30日前まで	様式第3	
騒音の防止の方法変更届 (騒音規制法第8条第1項)		様式第4	
氏名等変更届 (騒音規制法第10条)	変更があった日から30日以内	様式第6	
特定施設使用全廃届 (騒音規制法第10条)	特定施設のすべての使用を廃止した日から30日以内	様式第7	
承継届 (騒音規制法第11条第3項)	承継があった日から30日以内	様式第8	
特定建設作業実施届 (騒音規制法第14条第1項)	特定建設作業の開始日の7日前まで	様式第9	工事工程表 (特定建設作業の工程を明示) 特定建設作業場所の附近の見取図

届出書提出先：網走市長（担当部署：市民部生活環境課環境対策係）

提出部数：2部・・・騒音規制法施行規則第3条

「特定施設の種類の数変更届」については、特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類の数に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合は届出の必要はない。

・・・騒音規制法第8条第1項及び騒音規制法施行規則第6条第3項

「騒音の防止の方法変更届」については、騒音の防止の方法の変更が当該工場・事業場において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は届出の必要はない。

・・・騒音規制法第8条第1項

(2) 振動規制法に基づく届出

届出の種類 (根拠条文)	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
特定施設設置届 (振動規制法第 6 条第 1 項)	特定施設設置工事の開始日の 30 日前まで	様式第 1	特定施設の配置図 振動を防止する施設の場所も明示すること。 工場・事業場及びその附近の見取図 別紙「振動の防止の方法」 特定施設の仕様書(加印等) 振動の防止の方法変更届の場合は 必要。
特定施設使用届 (振動規制法第 7 条第 1 項)	当該地域が指定地域になった日 又は当該施設が特定施設になった日から 30 日以内	様式第 2	
・ 特定施設の種類及び能力ごとの数変更届 ・ 特定施設の使用の方法変更届 (振動規制法第 8 条第 1 項)	変更に係る工事の開始日の 30 日前まで	様式第 3	
振動の防止の方法変更届 (振動規制法第 8 条第 1 項)		様式第 4	
氏名等変更届 (振動規制法第 10 条)	変更があった日から 30 日以内	様式第 6	
特定施設使用全廃届 (振動規制法第 10 条)	特定施設のすべての使用を廃止した日から 30 日以内	様式第 7	
承継届 (振動規制法第 11 条第 3 項)	承継があった日から 30 日以内	様式第 8	
特定建設作業実施届 (振動規制法第 14 条第 1 項)	特定建設作業の開始日の 7 日前まで	様式第 9	工事工程表 (特定建設作業の工程を明示) 特定建設作業場所の附近の見取図

届出書提出先：網走市長(担当部署：市民部生活環境課環境対策係)

提出部数：2 部・・・振動規制法施行規則第 3 条

「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届」については、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は届出の必要はない。

・・・振動規制法第 8 条第 1 項及び振動規制法施行規則第 6 条第 2 項第 1 号

「特定施設の使用の方法変更届」については、特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は届出の必要はない。

・・・振動規制法第 8 条第 1 項及び振動規制法施行規則第 6 条第 2 項第 3 号

「振動の防止の方法変更届」については、その変更が当該工場・事業場において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合は届出の必要はない。

・・・振動規制法第 8 条第 1 項及び振動規制法施行規則第 6 条第 2 項第 2 号

(3) 北海道公害防止条例に基づく届出 (騒音発生施設、振動発生施設)

届出の種類 (根拠条文)	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
騒音 (振動) 発生施設設置届 (北海道公害防止条例第 40 条)	騒音 (振動) 発生施設 設置工事の開始日の 30 日前まで	別記第 9 号様式 (騒音発生施設) 別記第 10 号様式 (振動発生施設)	騒音 (振動) 発生施設の配置図 騒音 (振動) を防止する施設の 場所も明示すること 工場・事業場及びその附近の 見取図 別紙「騒音 (振動) の防止の方法」 騒音 (振動) 発生施設の仕様書 (カタログ等) 騒音 (振動) の防止の方法変更届 の場合は は不要。
騒音 (振動) 発生施設使用届 (北海道公害防止条例第 41 条)	当該施設が騒音 (振動) 発生施設になった日か ら 30 日以内		
騒音 (振動) 発生施設の種類 ごとの数変更届 (北海道公害防止条例第 42 条)	変更に係る工事の開始 日の 30 日前まで		
騒音 (振動) の防止の方法 変更届 (北海道公害防止条例第 42 条)			
氏名等変更届 (北海道公害防止条例第 45 条)	変更があった日から 30 日以内	別記第 6 号様式	
騒音 (振動) 発生施設 使用廃止届 (北海道公害防止条例第 45 条)	騒音 (振動) 発生施設の すべての使用を廃止し た日から 30 日以内	別記第 7 号様式	
承継届 (北海道公害防止条例第 46 条)	承継があった日から 30 日以内	別記第 8 号様式	

届出書提出先：網走市長 (担当部署：市民部生活環境課環境対策係)

提出部数：2 部

「騒音 (振動) 発生施設の種類ごとの数変更届」については、騒音発生施設 (振動発生施設) の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設 (振動発生施設) の種類に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合は届出の必要はない。

・・・北海道公害防止条例第 42 条及び北海道公害防止条例施行規則第 19 条

「騒音 (振動) の防止の方法変更届」については、騒音 (振動) の防止の方法の変更が当該工場・事業場において発生する騒音 (振動) の大きさの増加を伴わない場合は届出の必要はない。・・・北海道公害防止条例第 42 条

(4) 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づく届出(騒音発生施設)

届出の種類 (根拠条文)	届出の時期	届出に必要な書類	
		届出様式	添付書類
特定施設設置届 (網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例第12条第1項)	特定施設(騒音発生施設)設置工事の開始の日の30日前まで	第3号様式 別紙4	特定施設(騒音発生施設)の配置図 工場・事業場及びその附近の見取図 特定施設(騒音発生施設)の仕様書 (カタログ等)
特定施設使用届 (網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例第12条第2項)	当該施設が特定施設(騒音発生施設)になった日から30日以内		
特定施設変更届 (網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例第12条第3項) 特定施設の種類、数量、構造及び使用方法、騒音の防止の方法の変更の際の届出	変更着手する30日前まで		
氏名等変更届 (網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例第12条第4項)	変更後すみやかに	第4号様式	
特定施設使用廃止届 (網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例第12条第4項)	特定施設使用廃止後すみやかに	第5号様式	

届出書提出先：網走市長(担当部署：市民部生活環境課環境対策係)

提出部数：2部

5. 特定施設等一覧

(1) 騒音規制法に定める特定施設・・・騒音規制法施行令別表第1

施設名	備考
1 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーマーマシン	
リ プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。 気ほうコンクリートプラントを除く。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。
6 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
7 木材加工機械	
イ ドラムパーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
ハ 碎木機	
ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、
ホ 丸のご盤	木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
8 抄紙機	
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

(2) 振動規制法に定める特定施設・・・振動規制法施行令別表第 1

施 設 名	備 考
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。
2 圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
4 織機	原動機を用いるものに限る。
5 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。
5 コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
7 印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。
8 ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のもの に限る。
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

(3) 北海道公害防止条例に定める騒音発生施設

・・・北海道公害防止条例施行規則別表第 4

施設名	備考
1 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上であること。
(2) 製管機械	
(3) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
(4) 液圧プレス	矯正プレスを除く。
(5) 機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン以上であること。
(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
(7) 鍛造機	
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
3 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
4 建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上であること。 気ほうコンクリートプラントを除く。
(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 kg 以上であること。
5 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
6 木材の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) ドラムバーカー	
(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
(3) 碎木機	
(4) 帯のご盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては 15kW 以上、木工用のものにあつては 2.25kW 以上であること。
(5) 丸のご盤	
(6) かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
7 抄紙機	
8 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
9 合成樹脂用射出成型機	
10 鋳造型機	ジヨルト式のものに限る。

(4) 北海道公害防止条例に定める振動発生施設

・・・北海道公害防止条例施行規則別表第5

施設名	備考
1 金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) 液圧プレス	矯正プレスを除く。
(2) 機械プレス	
(3) せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上であること。
(4) 鍛造機	
(5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上であること。
2 圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
3 遠心分離機	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
4 窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
5 織機	原動機を用いるものであること。
6 コンクリート製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.9kW 以上であること。
(2) コンクリート管製造機	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上であること。
(3) コンクリート柱製造機	
(4) コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上であること。 気ほうコンクリートプラントを除く。
7 木材加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
(1) ドラムパーカー	
(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
8 印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
9 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	原動機の定格出力が 30kW 以上であること。 カレンダーロール機を除く。
10 合成樹脂用射出成型機	
11 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

(5) 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に定める騒音発生施設

・・・網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例施行規則別表第 1

施設名	備 考
1 帯のご盤(移動式のものを除く。)	原動機の定格出力が 0.75kW 以上、製材用のものにあつては、15kW 未満、木工用のものにあつては、2.25kW 未満であること。
2 丸のご盤(移動式のものを除く。)	
3 かな盤(移動式のものを除く。)	原動機の定格出力が 0.75kW 以上、2.25kW 未満であること。
4 グライNDER(移動式のものを除く。)	すべてのもの

(6) 騒音規制法に定める特定建設作業・・・騒音規制法施行令別表第 2

特定建設作業の種類	備 考
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く。 くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	コンクリートプラント ・・・混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。 アスファルトプラント ・・・混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。

(7) 振動規制法に定める特定建設作業・・・振動規制法施行令別表第 2

特定建設作業の種類	備 考
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4 ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。

6. 規制基準一覧

(1) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

(S46.11.29 北海道告示第 3169 号)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
		8:00 ~ 19:00	6:00 ~ 8:00 19:00 ~ 22:00
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

規制基準：特定工場等の敷地境界線における騒音の大きさの許容限度

・・・騒音規制法第 2 条第 2 項

特定工場等：特定施設（騒音規制法施行令別表第 1）を設置する工場又は事業場

・・・騒音規制法第 2 条第 2 項

区域の区分：昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 315 号により騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域。

(2) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

(S53.3.29 北海道告示第 784 号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
		8:00 ~ 19:00
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

規制基準：特定工場等の敷地境界線における振動の大きさの許容限度

・・・振動規制法第 2 条第 2 項

特定工場等：特定施設（振動規制法施行令別表第 1）を設置する工場又は事業場

・・・振動規制法第 2 条第 2 項

区域区分：昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 317 号により振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された第 1 種区域、第 2 種区域。

区域のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートル内においては、それぞれ 規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。

(3) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(S43.11.27 厚生省・建設省告示 1 号)

騒音の大きさ (敷地境界)	作業時間		一日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85 デシベルを 超えないこと	19:00 ~ 翌日 7:00 の時間内 でないこと	22:00 ~ 翌日 6:00 の時間内 でないこと	10 時間を 超えないこ と	14 時間を 超えないこ と	連続 6 日 を超えな いこと	日曜日そ の他の休 日でない こと

第一号区域 (昭和 46 年 11 月 29 日北海道告示第 3170 号)

昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 315 号により騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された第 1 種区域及び第 2 種区域の全域並びに第 3 種区域及び第 4 種区域内の学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域

第二号区域

昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 315 号により騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された指定地域のうち、第一号区域以外の区域

(4) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(振動規制法施行規則別表第 1)

振動の大きさ (敷地境界)	作業時間		一日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75 デシベルを 超えないこと	19:00 ~ 翌日 7:00 の時間内 でないこと	22:00 ~ 翌日 6:00 の時間内 でないこと	10 時間を 超えないこ と	14 時間を 超えないこ と	連続 6 日 を超えな いこと	日曜日そ の他の休 日でない こと

第一号区域 (昭和 53 年 3 月 29 日北海道告示第 785 号)

昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 317 号により振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された指定地域のうち、第 1 種区域の全域並びに第 2 種区域内の学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

第二号区域

昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 317 号により振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された指定地域のうち、第一号区域以外の区域

(5) 網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例に基づく騒音に関する規制基準

(網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例施行規則別表第 2)

時間区分 区域区分	昼間	朝夕	夜間
	8:00 ~ 19:00	6:00 ~ 8:00 19:00 ~ 22:00	22:00 ~ 翌日 6:00
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

区域区分：昭和 63 年 3 月 10 日北海道告示第 315 号により騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域。

騒音の測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

7. Q&A

(Q1) 工場が騒音規制法、振動規制法の指定地域内にあり、機械プレス（呼び加圧能力 490kN）2 台について、騒音規制法及び振動規制法に基づき特定施設設置届出を届出済みである。

今後、同工場内に機械プレス（呼び加圧能力 980kN）1 台を増設する予定であるが、騒音規制法、振動規制法の届出は必要か？

(A1) 増設する機械プレス（呼び加圧能力 980kN）は、騒音規制法の特定施設と振動規制法の特定施設の両方に該当します。

騒音規制法では、「特定施設の種類の数」を変更する場合は原則届出が必要ですが、その数を減少する場合、その数を直前に届け出た数の 2 倍以内に増加する場合の 2 つの場合については届出の必要はありません（騒音規制法第 8 条第 1 項及び騒音規制法施行規則第 6 条第 3 項）。

本件では、機械プレスが 2 台から 1 台増設で合計 3 台になりますが、これは直近の届出の「特定施設の種類の数」（＝機械プレス 2 台）の 2 倍以内であるので騒音規制法に基づく届出の必要はありません。

振動規制法では、「特定施設の種類の数及び能力ごとの数」を変更する場合は原則届出が必要ですが、「特定施設の種類の数及び能力ごとの数」を増加しない場合は届出の必要はありません（振動規制法第 8 条第 1 項及び振動規制法施行規則第 6 条第 2 項第 1 号）。

本件では、機械プレス（呼び加圧能力 980kN）が 2 台から 3 台に増設されるので振動規制法に基づく「特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届」の届出が必要になります。

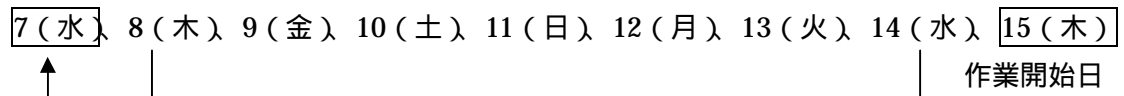
(Q2) 工場が騒音規制法、振動規制法の指定地域内にあり、呼び加圧能力 490kN の機械プレス 2 台について、騒音規制法及び振動規制法に基づき特定施設設置届出を届出済みである。

機械の老朽化に伴い呼び加圧能力 490kN の機械プレス 2 台を呼び加圧能力 980 kN の機械プレス 2 台と入れ替える予定であるが、騒音規制法、振動規制法の届出は必要か？

(A2) 工場内に設置される機械プレスの数の変更はありませんので、騒音規制法に基づく届出の必要はありませんが、新たな能力（呼び加圧能力 980 kN）の機械プレスが設置されるため、振動規制法に基づく「特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届」の届出が必要になります（騒音規制法第 8 条第 1 項、騒音規制法施行規則第 6 条第 3 項、振動規制法第 8 条第 1 項、振動規制法施行規則第 6 条第 2 項第 1 号）。

(Q3) 騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の実施届出は作業開始の日の7日前までに届け出ることとなっていますが、7日前の定義は？

(A3) 7日前の定義は下記のとおりです。



この日までに届出をしなければならない

8. 特定施設早見表

施設名		備考	騒音規制法	振動規制法	北海道公害防止条例		網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例	
			特定施設	特定施設	騒音発生施設	振動発生施設	騒音発生施設	
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	○		○			
	製管機械		○		○			
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上	○		○			
	液圧プレス	矯正プレスを除く。	○	○	○	○		
	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 未満			○		○	
		呼び加圧能力が 294kN 以上 (※3)	○	○	○	○		
	せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上 3.75kW 未満			○		○	
		原動機の定格出力が 3.75kW 以上	○	○	○	○		
	鍛造機		○	○	○	○		
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 未満	○					
		原動機の定格出力が 37.5kW 以上	○	○		○		
プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く	○						
タンブラー		○						
切断機	といしを用いるものに限る	○						
圧縮機 (空気圧縮機以外)		原動機の定格出力が 7.5kW 以上		○		○		
空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	○	○	○	○		
送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	○		○			
遠心分離機		原動機の定格出力が 3.7kW 以上				○ (※4)		
土用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	○	○	○	○		
織機		原動機を用いるものに限る	○	○		○		
コンクリートプラント		混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上、気ほうコンクリートプラントを除く	○		○	○ (※4)		
アスファルトプラント		混練機の混練重量が 200 kg 以上	○		○			
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.9kW 以上 2.95kW 未満				○ (※4)		
		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上		○		○		
コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上		○		○		
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上	○		○			
木材加工機械	ドラムパーカー		○	○	○	○		
	チップパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上 2.25kW 未満		○		○		
		原動機の定格出力が 2.25kW 以上	○	○	○	○		
	碎木機		○		○			
	帯のご盤 (製材用)、丸のご盤 (製材用)	移動式のを除き、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 15kW 未満					○	
		原動機の定格出力が 15kW 以上	○		○			
帯のご盤 (木工用)、丸のご盤 (木工用)	移動式のを除き、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満					○		
	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	○		○				

施設名		備考	騒音規制法	振動規制法	北海道公害防止条例		網走市環境の保全及び公害の防止に関する条例
			特定施設	特定施設	騒音発生施設	振動発生施設	騒音発生施設
木材加工機械	かんな盤	移動式のを除き、原動機の定格出力が 0.75kW 以上 2.25kW 未満					○
		原動機の定格出力が 2.25kW 以上	○		○		
抄紙機			○		○		
印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 未満	○		○		
		原動機の定格出力が 2.2kW 以上	○	○	○	○	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上		○		○	
合成樹脂射出成形機			○	○	○	○	
鋳型造型機		ジョルト式のものに限る	○	○	○	○	
グラインダー		移動式のを除く					○

※1：本表は早見表であるので詳細は「5.特定施設等一覧」にて確認すること。

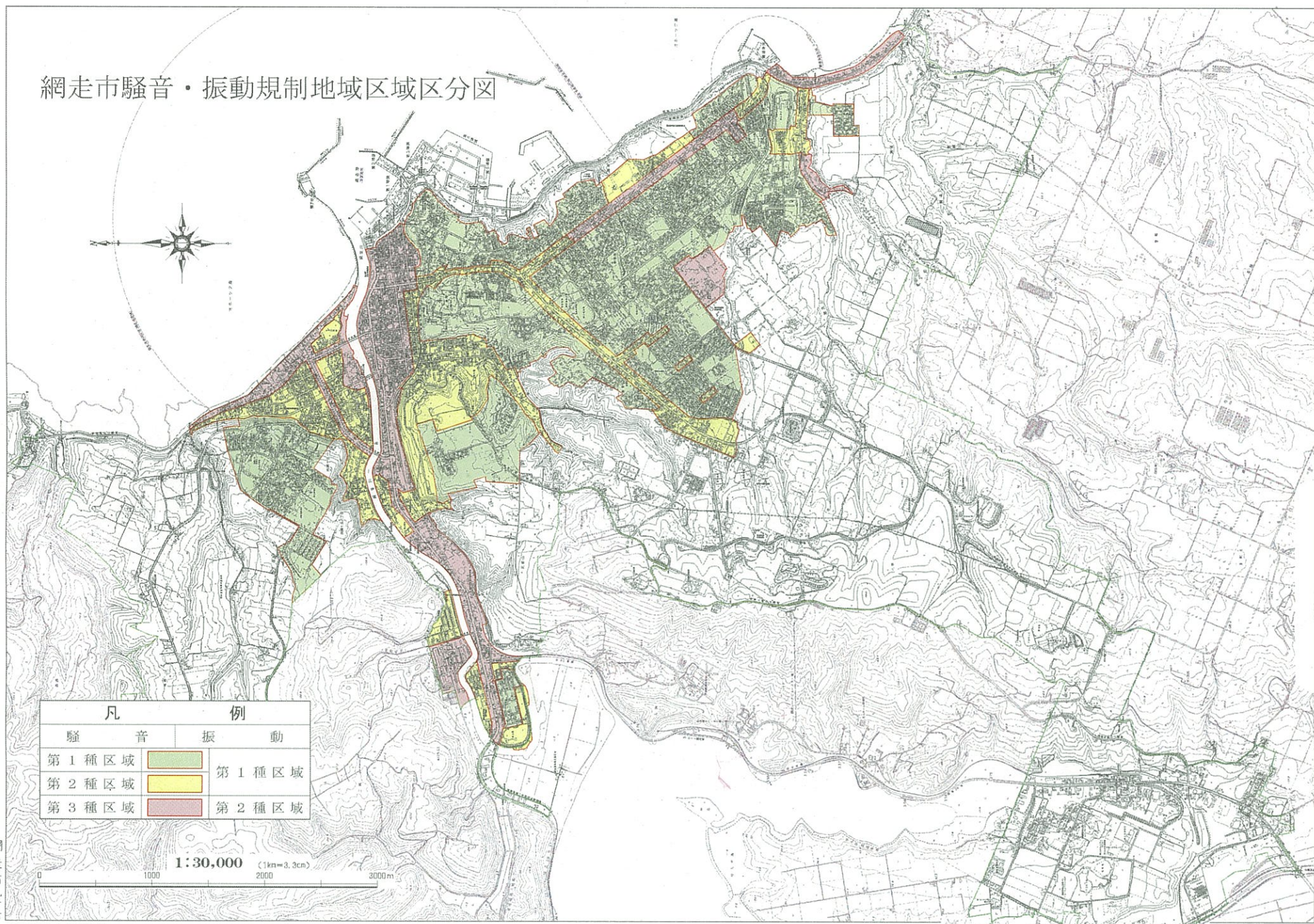
※2：特定施設、騒音発生施設、振動発生施設の欄に○印が付されていれば、その施設が法・条例に規定されていることを示す。

例：圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上）については、騒音規制法の特定施設、北海道公害防止条例の騒音発生施設に該当する。

※3：北海道公害防止条例には、機械プレスについては「呼び加圧能力が 30tf 以上であること。」と明記されているが、30tf≒294kN である。

※4：「北海道公害防止条例の振動発生施設」で「振動規制法の特定施設」に重複しない施設は、①遠心分離機（原動機の定格出力が 3.7kW 以上）②コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m³以上、気ほうコンクリートプラントを除く）③コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.9kW 以上 2.95kW 未満）の 3 施設のみ。これら 3 施設を工場・事業場に設置する場合は、「振動規制法の指定地域内」であっても北海道公害防止条例に基づく振動発生施設の設置届出が必要となる。

網走市騒音・振動規制地域区域区分図



凡		例	
騒音		振動	
第1種区域		第1種区域	
第2種区域		第2種区域	
第3種区域			

1:30,000 (1km=3.3cm)
 0 1000 2000 3000m

網走市役所

2010年4月作成